

令和7年度 第8回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和7年11月10日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第28号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第29号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 本田 和登 2 番 奥村 恭代 3 番 本田真由美
4 番 上田 一之 5 番 坂本 秀孝 6 番 井本久美子
7 番 外村 和彦 8 番 野口 拓哉 10 番 井芹 康雄
11 番 緒方 知治 12 番 田端 孝士 13 番 赤星 龍己
14 番 岡本 篤幸

農地利用最適化推進委員
田上 菊夫 田上 安幸 亀澤 英治 井上 誠也 後藤 孝一
草場竜一郎 本田 廣正 緒方 満之 上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
9 番 永野 健一
農地利用最適化推進委員
井上 聖
8. 議事録署名人
1 番 本田 和登
3 番 本田真由美

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和7年度第8回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。

早いもので今年ももう11月ですね。あと1回で本年の委員会も終わります。

お米の取り入れも終わって、現地のほうでは麦の作付あるいは事務等で多忙な毎日を過ごされているかと思えます。

私のほうも非常に多忙な日々が続きまして、先般、今月の4日の日には、事務局長代理の美濃田係長と私のほうで、国際交流会館のほうで会長・事務局長研修が行われましたので、それに出席をしてみりました。主な議題は、その中であったのは、地域計画のさらなるブラッシュアップについて、これが1点と、それから所有者不明の土地の関係の議題、さらには、今後の農業委員会の体制とといいますか、改選時期を迎える組織が幾つもありますので、その関係についての議題が行われました。

その中でうれしかったのは、皆さんの御協力によりまして、甲佐町農業委員会は新聞購読100%を達成いたしましたので、その中で、甲佐町と、それから合志市が100%に達しているということで、事務局長より直々にお褒めの言葉をいただいたということで、大変ありがとうございました。もうそれぞれ新聞は来ていますかね。大体、金曜日の発行になりますので、各週の金曜日に届くかと思えます。それもいい記事が載っておりますので、ぜひ購読とといいますか、読んでいただきたいと思えます。いい知識がいっぱいあります。

私も今日、それを昨日からちょっと読んでおりまして、皆さん御存じのようにト

トップが替わりました、農水大臣が小泉さんから鈴木憲和大臣に替わりましたという記事がありましたのでずっと読んでおりましたら、この方は農水省出身です。2012年に衆議院議員に初当選をして、今回で5期目を迎えておられまして、2012年ですから、もう十三、四年になりますかね。その中で、今回は大臣にられましたので、非常に、何ていいますか、出世街道といえますか。農水省の中では、もちろん東大卒のキャリアでありますので、その中でも際立っておったと思いますが、そのとき、30前後でありましたので、農水省の中でも管理職と職員の間ぐらいだったかなというふうに思いますが、何せ5期目ということで、しかも農水省トップということで、今度大臣にられました。それには、いわゆる批判があるかと思えます。1年のうちで大臣が3回も替わりました。前の小泉さんから、今回の鈴木大臣、それから石破さんの政権のときには、皆さん御承知のように、備蓄米を緊急放出しながら価格の抑制に努めてきたけど、なかなかうまくいかなかった。米が足りないんじゃないかということで増産を打ち出していたところ、今回もうさらっと、来年からはやめるよと、増産はやめるよと、こういう方針転換が新聞報道でうたわれておりました。

今日の予算委員会の中でも批判といえますか、発言がありまして、まさに猫の目農政と言われても仕方がないんじゃないかというような発言があっておりました。なかなかやっぱりそのとおりでないと私は内心思っておったんですが、しかも増産を打ち消して抑制する、こういう方針ですから、非常に厳しい部分があると思えますが、今後の動静についても、お互いに注視をしていきたいと思えます。

それから、熊本県選出の藤木参議院議員が参議院の農林水産委員長今度になりました。したがって、衆議院と参議院と農林水産委員会は2名委員長がおるんですが、参議院の農林水産委員長にられましたので、我々の要望も非常に直に言えるかなというふうに、これは非常にありがたいなと思っているところです。

そういうところが今回の動きといえますか、非常に大きな部分だったと思えます。先ほども言いましたように、新聞が届きますので、ぜひ、お金も払いますので読んでいただきまして知識をつけていただければと、このように思えます。

今日は議題が、3条関係と中間管理機構の関係で、非常に膨大な議題があります。しかし、中間管理機構の業務は契約更新の満期に伴う更新でありますので、今までのをさらに継続していくと、こういう形になりますので、初めての議案ではありませんので、非常に膨大な筆数もありますので、効率的な議事運営をしていきたい、このように思えますので、皆様方の真摯な議論をぜひお願いをしながら、ちょっと長くなりましたが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。よろしく願います。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、本日の議事録署名委員は、1番委員の本田和登委員と、それから3番委員の本田真由美委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いします。

会 長 それでは、早速、議案審議に入りたいと思います。

議案第28号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは1ページをお願いします。議案第28号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。令和7年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速議案審議に入りたいと思います。

2ページをお願いいたします。番号1番、2番は相手方が同一で、契約の種類も同一なので一緒に審議したいと思います。

5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

申し訳ございません。先ほど5番委員の坂本委員のほうで、相手方の耕作面積が129.141平米とあったんですが、すみません、修正します。12万9,141平米です。

それでは、申請土地の地図の説明をいたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに田口橋がございます。申請土地は赤色の部分です。こちらが県道宇土甲佐線が熊本市南区城南町方面に走っておりまして、こちらにグリーンセンターがございます。

申請番号1番の2筆につきましては、グリーンセンターから東へ約230メートルのところに2筆、申請番号2番の申請地につきましては、田口橋から南西へ約800メ

ートルのところに1筆ございます。

説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、5番委員の坂本委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、承諾が得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①について、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、これも該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

先月の10月24日に、岡本会長、1番委員の本田委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字田口字下原に2筆、田口字後田に1筆あります。番号1番の申請地にはトウモロコシを、番号2番の申請地には飼料用稲の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、12番委員の田端委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

外村委員。

○7番 2番の1,629平米というのは、耕作面積が、1,966でしょう。

事務局 耕作面積ですか。

○7番 うん。2番の耕作面積は1,629平米になっとるばってん、広さは1,966平米だけん。

推進委員 ああ、足りんってことたい。

会 長 1,966じゃないかということたい。

○7番 すみません、なかなか通訳がおらんと分からんけど。

○12番 同じところを聞きたかった。

○7番 ああ、同じとこ、そうでしょう。

○13番
会 長 面積が違うけん、右と左。
事務局 事務局。

事務局 美濃田です。申し訳ございません。こちらは外村委員がおっしゃるとおり、すみません、こちら耕作面積が1,966の間違いです。申し訳ありません。訂正をお願いします。

推進委員 ちょっと質問、耕作面積のことで。

会 長 はい。

推進委員 この耕作面積って畑も含むでしょう。ね。そしたら、まだ大きいはずですよ、この方の持ち物は。

事務局 ●●さんの持ち物が大きいということですよ。

推進委員 うん。畑がまだ残ってるけんね、貸してないけん。だからこれ、ちょっと調査してください。

事務局 はい。じゃあ、また、ちょっと確認しまして、また報告します。

○1番 結論は何ですか。

○12番 よくわからん。

○1番 最終的に……

事務局 一旦、調べてもらって。

事務局 調べてきます。

会 長 じゃあ、外村委員、ちょっとこの案件は調べてもらって。あと田端委員。

○12番 一緒です。

会 長 ああ、一緒。最低1,966にならなんということだな。

○7番 まあ、最低でもですね。あとは、日程は知らんけん。

会 長 本田さんからは、いや、それではいかんよという今アドバイスがあってるけん、ちょっとそれは確認してから報告します。よろしいですかね。

 そのほかに、何か御意見ございませんか。

 ほかにはないようでございます。

 それでは、採決を行います。

 許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

 (賛成者挙手)

 全員賛成と認めます。番号1番、2番については、原案のとおり許可することに決定をいたします。

 それでは、続きまして、議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

 それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いします。議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について。別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

 令和7年11月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

 次の5ページをお願いします。

 甲農第1259号、令和7年10月21日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

 農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

 農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので、諮問いたします。

 今回の計画につきましては、申請番号1番につきましては令和8年1月1日貸付け開始分、申請番号2番以降につきましては、受け手が農事組合法人の申請で令和8年3月1日貸付開始分となっております。

 本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が460筆の50万2,895平米、畑が3筆の1,887平米となります。

 委員の皆様にご審議していただくのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長 ありがとうございます。

 それでは、6ページをお願いします。

 議案第29号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

 審議に入る前に、この関係について事務局より事前に説明がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 前回の定例会時にも説明をしていますが、議案書にあります契約区分及び移動の理由欄の2点につきまして、再度御説明申し上げます。

 まず1点目です。契約区分を「新規」と表記しております理由について説明します。

 これまで農業経営基盤強化促進法による相対契約や農地利用集積計画により貸借契約を結んでいた方、農地法第3条による使用貸借契約をされていた方で、今回、契約期間満了を迎えて、再度中間管理機構を介し、貸借契約を申請されている方につきましても、全て「新規」と記載しております。貸し借り自体が全く初めての方のみを「新規」と記載しているわけではございません。

次に2点目、移動の理由について御説明します。これまでも、農地中間管理機構を通し契約をされていた方で、今後も同様の方法で貸借契約を申請される案件につきましては、「契約期間満了に伴う再契約」と記載しておりますので、御理解のほどお願いします。

事前説明の2点は以上になります。

会 長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

25ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら県道三本松甲佐線が走っておりまして、こちら熊嶺石材株式会社さんがございます。こちらが甲佐神社さんが右側にありまして、今回の申請地はここから625メートルのところの2筆、このように隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は、認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地には米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

田端委員、どうぞ。

○12番

聞き取りにくかったんだけど、移動の理由のところ、再契約と記載していると説明しましたっけ。

事務局

移動の理由は、経営規模拡大。

○12番

経営規模拡大ですよ。

事務局

はい。

○12番

いや、最初、新規とか、また1回説明したじゃない。そのときに、何か再契約という言葉があるのか。だったらいいです。私の聞き間違い。

会 長

美濃田さん。

事務局

今回、この番号1番につきましては、新規の経営規模拡大であります。ただ、次の2番以降が、今回法人の更新になりますので、この法人の件につきましては、田

端委員がおっしゃったとおり、契約期間満了に伴う再契約とさせていただきます。
すみません、よろしくお願いします。

○12番 はい。分かりました。

会 長 田端委員、いいですね。

○12番 いいです、いいです。法人のほうが入りよる。

会 長 なら、外村委員。

○7番 すみません、またしゃべってから。そこを新規にする理由は何ですか。次の議案のあれだけど、再契約のところをわざわざ新規にする理由は何かなというふうにふと思ったので。再契約としたほうが分かりやすいし、面積もどのくらい作りよってわっふとしておられるというのも分かるからいいんじゃないか、分かりやすいんじゃないかなろうかと思うばってん、会議で。

会 長 外村委員、この関係は御承知のように、前していた農業経営基盤強化促進法、これの引き続きなんですよ。法律が変わって、今の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条によってこれをやっています。そこでは、作業の内容、審議の内容といますか、町のほうで全部資料を作ります。そして、農業委員会に諮問して、農業委員会から許可を得なさいよとなっておりますので、冒頭、私申しましたように、次からは460筆とか、法人の莫大な資料が上がってきますので、これを一々審議しとったら、幾らあっても時間が足りませんので、そのところは効率的に運営して。

○7番 効率のようなるごて。

会 長 はい、いこうと思いますので、そういう御理解を願えますか。

○7番 分かりました。会議のとき、どうせならそのほうが分かりやすくていいかと。

会 長 はい、まったく言われるとおりのと思います。全く新しい案件なら同一せいでないといかんけど、延長ですから、全く同じ内容を、地権者と法人の間で事前に合意ができておりますので、その案件を農業委員会で諮ると、こういうことになっておりますので。

何かほかに、何かございませんか。

この案件については、ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり決定をいたします。

続きましてからが、今、外村委員が説明された内容になろうかと思えます。

番号2番以降につきましては、受け手が農事組合法人となっております。相手方が同一の契約で、契約期間満了に伴う新たな契約となる案件のみですので、法人ごとにまとめて審議をまいります。

それでは、番号2番から番号20番について審議したいと思います。

この案件の相手方（受け手）は、農地利用最適化推進委員の上村委員が代表を務める法人です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、これに該当しますので、2番から20番の審議が終わるまで上村委員は退席をお願いいたします。

（上村推進委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

26ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちら甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、こちらに木村のあられさん、ネットトヨタ熊本株式会社さんがございます。今回の申請地は、白旗にございまして、こちら字川田に13筆、字野添に26筆、字村下に18筆、字沼間口に24筆、字山出に2筆、字小中尾に12筆、字元白旗第一に15筆、字中尾に1筆の合計111筆がこのようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番から20番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。

以上です。

会長

ただいま事務局から説明があったところです。

内容については、いろいろ付け加えて説明をしておりますので、十分お分かりになったかと思えます。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、質問がないようございますので、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号2番から番号20番については、原案のとおり決定をいたします。

上村委員の入室を認めます。

ちょっと待ってください。本人がちょっと行方不明になっているので。

（上村推進委員入室）

ありがとうございます。それでは、会議を進めてまいります。

続きまして、番号21番から番号43番について審議したいと思いますが、相手方（譲

受人)は農事組合法人元白旗で、私はその法人の役員をしております。参与の制限があり、この規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席をいたします。離席の進行につきましては、本来ならば永野職務執行代理人にお願いするところですが、本日欠席をされておりますので、地方自治法第170条の議長の職務を行う者がな
いときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとあります。したがって、これを準用いたしまして、1番委員の本田和登委員にお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

(岡本会長退出)

臨時議長 1番委員の本田です。ただいま会長から説明がありましたが、規定の定めにより、会長が議事の進行ができませんので、会長に代わりまして、議事の進行をさせていただきます。

それでは、番号21番から番号43番までについて事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらは甲佐町から熊本市方面に県道嘉島甲佐線が走っておりまして、右手に木村のあられさん、ネッツトヨタ熊本株式会社さん、左手に大福物流さんがございます。今回、吉田第一にあります申請地につきましては、こちら大福物流さんから西へ約350メートルのところに2筆ございます。また、字村下に1筆、字元白旗第一に16筆、字元白旗第二に27筆、字八町に2筆ございまして、吉田と白旗の合計で48筆、このようにございます。また、48筆中の畑3筆につきましては、このように隣接しております。

場所の説明は以上です。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号21番から番号43番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも、田には米、麦、大豆の作付を、畑には大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

臨時議長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

どうぞ。

○7番 すみません、また。何度も俺ばかり。これは山出と元白旗が一緒にしているわけ

ですか。

事務局長 いや、別です。すみません、最後のページに合計してあるからでしょ。すみません、そこはもう。

○7番 そこはもう見ないでよかですか。

事務局長 はい、見ないでください。すみません。

○7番 そげんしてあるから何かなと思って。

臨時議長 ようございますか。

○7番 はい。

臨時議長 ほかございませんか。

では、質問もないようでございます。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認めます。番号21番から番号43番までについては、原案のとおり承認いたします。

岡本会長の入室を許可します。

(岡本会長入室)

会 長 それでは、続きまして、番号44番から番号111番について審議したいと思います。この案件の相手方は農地利用最適化推進委員の草場委員が役員を務める法人です。参与の制限があり、この規定に該当しますので、44番から111番の審議が終わるまで草場委員の退席をお願いします。

(草場推進委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・譲受人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。

28ページ、29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに乙女橋、YKK AP株式会社さん、障がい者支援センターあゆの里さんがございます。今回の申請地は全て津志田にございまして、字八反田に15筆、字五反田に35筆、字三反田に62筆、字池田に89筆、字宮下に58筆、字明迫に4筆、字鶴に14筆、字堂下に19筆がこのようにございます。

また、字上川原の申請地につきましては、29ページの資料に添付しておりますが、こちらもスクリーンで説明いたします。

本日の追加分の資料でございます。失礼いたしました。

事務局 A3の1枚物ですね。今日の追加資料となります。

事務局 よろしいですか。引き続き御説明いたします。

こちらに甲佐大橋がございまして、糸田堰がこのようにございます。宇上川原につきましては、こちら甲佐大橋から500メートルの範囲内に6筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号44番から番号111番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付をされています。今回の申請地にも、米、麦、大豆の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見ないですか。なければ採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号44番から番号111番については、原案のとおり決定をしましてまいります。

草場委員の入室を認めます。

(草場推進委員入室)

それでは、本日予定いたしました第29号までの議題全て終了いたしました。事務局においては、この資料を各集落で地区懇談会等を重ねながら、その中で合意を得ながら作成されたということで、莫大な労力だったと思います。大変御苦勞でした。ありがとうございました。

それではバトンタッチを。

事務局 申し訳ありません。先ほど2ページの番号2のところですが、番号2番の耕作面積、すみません、こちらでまた再度しましたところ、面積が1万65平米になります。申し訳ありません、修正をよろしく願いいたします。

事務局 失礼いたしました。

事務局長 これをもちまして、第8回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

3 番